謝金規定 (その1) 【労務を行った個人に対する報酬等】※会社等事業者に請け負わせたものは役務費となります。

【労務を行った個人に対する報酬等】※会社等事業			1 N/ / I	1 10 V/T (T)
<u> </u>	支給対象者(労務者)	支出科目	単位	上限単価(円)
選手強化活動 ・強化合宿および大会での指導・支援	強化スタッフA (責任者)		1 日	30,000
	強化スタッフB (担当者)			20,000
	強化スタッフC (その他)			10,000
	トレーナーA (資格保持者)			30,000
	トレーナーB (責任者)	諸謝金		20,000
	トレーナーC (その他)			10,000
	スポーツドクター			50,000
	海外から招聘したコーチ(コーチ力強化事業のみ)			100,000
	支援スタッフ(通訳等)			10,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	. 유
会議参加(WEB会議を含む)	強化スタッフA (責任者)		1 🖯	20,000
	強化スタッフB (作業者)			15,000
	強化スタッフC (その他)			5,000
	トレーナーA (資格保持者)	諸謝金		15,000
	トレーナーB (責任者)	百分数立		10,000
	トレーナーC (その他)			5,000
	スポーツドクター			25,000
	支援スタッフ(通訳等)			10,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	R
医・科学・情報サポート事業	サポートスタッフ	諸謝金	1 🖯	15,000円
	アシスタントスタッフ			10,000円
	データ分析、事務処理			10,000円
	上記の者	旅費	旅費規程参照	
講 義	講義講師	諸謝金	18	24,000円
(資料を使用して行う解説等)		旅費	旅費規程参照	
通訳国際大会(手話通訳も含む)国際会議※請負の場合は雑役務費その他	選	諸謝金	1 🖯	100,000円
		旅費	1日 旅費規程参照	50,000円
	上記の者本語	7011	枚(400字相当)	4,000円
翻 訳 <u>外国語→</u> 日本語→外	<u>本語</u> 翻訳者 国語	諸謝金	枚(200ワード相当)	6,000F
原稿執筆	原稿執筆者	諸謝金	枚(800字相当)	2,500F

謝金規定 (その2) 【労務を行った個人に対する報酬等】※会社等事業者に請け負わせたものは役務費となります。

【		+111111	→	
労務の内容	支給対象者(労務者)	支出科目	単位	上限単価(円)
選手強化活動 ・強化合宿および大会での指導・支援	大会等運営役員・スタッフ	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とす る。2時間以上4時間未満 の場合は1/2日とする	8,000
	大会等運営役員・スタッフ(補助員)			5,000
	審判員			8,000
	医師			15,000
	看護師			5,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	-
競技会、講習会等のスポーツ行事実行委員会	大会等実行委員会	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とす る。2時間以上4時間未満 の場合は1/2日とする	10,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	-
競技会、講習会等の実技指導・助言 ※学生やボランティア等が実技指導補助又はそれと同等 の内容を行う場合は「実技指導補助」として実技指導者 の上限額又は実支給の半額を上限額とします。	スポーツ指導者、スポーツトレーナー等(指導を行う所要時間に限る。)※日当の場合は大会スタッフの基準による	諸謝金	回(2時間程度)	10,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	
日本ろう者水泳選手権大会運営(旅費含む)	大会競技役員	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とす る。2時間以上4時間未満 の場合は1/2日とする	5,000
	大会競技役員(補助員)			3,000
	医師			20,000
	看護師			10,000
日本ろう者水泳選手権大会実行委員会	大会等実行委員会	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とす る。2時間以上4時間未満 の場合は1/2日とする	3,000
	上記の者	旅費	旅費規程参照	